

# 北清掃工場建替事業事前説明会における ご意見・ご質問への見解について



【北清掃工場】

東京二十三区清掃一部事務組合では、北清掃工場建替事業について事前説明会を開催し、区民の皆さまから貴重なご意見・ご質問をいただきました。

北清掃工場建替事業の内容及び説明会でいただいた主なご意見・ご質問と、それに対する当組合の見解を掲載いたします。

お問合せ先  
東京二十三区清掃一部事務組合  
建設部計画推進課  
TEL 03-6238-0912

# 北清掃工場建替事業について

東京二十三区清掃一部事務組合では、一般廃棄物処理基本計画に基づき、清掃工場の整備事業に取り組んでいます。北清掃工場は、平成34年度から建替え予定です。

なお、今年度から準備作業として、建替計画策定に向けた調査及び環境影響評価における調査計画の作成を開始します。

## 1 施設計画規模について

焼却規模 600 t／日  
敷地面積 約19,000 m<sup>2</sup>

## 2 建替計画策定について

### (1) 計画内容

- ① 基礎調査：工場建物・敷地、周辺の土地利用、地盤調査等
- ② 基本デザイン調査：施設全体の配置や建物デザイン案
- ③ プラント計画：環境対策、発電能力、余熱利用等
- ④ 建築計画：工場棟や煙突の計画、緑化計画等
- ⑤ 工事作業計画：周辺への安全・環境対策等、解体方法・施工方法

### (2) 計画策定期間

平成29年度に調査を行い、平成30年度中に建替計画素案を作成します。素案については、素案説明会を開催して意見をいただいた上で建替計画を策定します。

## 3 環境影響評価手続について

建替計画に基づき、工事の施工及び施設の稼働に伴う周辺環境に与える影響を予測・評価します。

### (1) 予測・評価項目

大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物、温室効果ガス等の項目を予定しています。

### (2) 現況調査

環境影響評価条例に基づく予測・評価の基礎となる調査として、大気調査や交通量調査などを実施します。

※環境影響評価制度（環境アセスメント制度）とは

大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ、その事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに東京都の環境影響評価審議会での専門的立場から、その内容を審査することなどにより、事業の実施による環境への影響をできる限り少なくするための一連の手続の仕組みをいいます。

## 【事前説明会でいただいたご意見・ご質問とそれに対する当組合の見解】

### 1 事前説明会の開催状況（合計参加者数 130名）

	日時	参加人数	会場
1回目	平成29年5月26日（金） 午後7時00分～9時10分	65名	区立元氣ぷらざ 第1ホール
2回目	平成29年5月27日（土） 午前10時00分～11時56分	30名	
3回目	平成29年5月27日（土） 午後2時00分～4時10分	35名	
合計（延べ人数）		130名	

### 2 いただいたご意見、ご質問の内訳

説明会場	ご発言	20名
	用紙提出	0名
FAX・郵送		5名
合計（延べ人数）		25名

### 3 いただいたご意見・ご質問の概要

No.	分類	件数
1	建替事業について	2
2	建替計画について	9
3	ごみの中間処理について	4
4	環境対策について	27
5	災害対策について	9
6	住民との協議について	11
7	地元還元について	13
8	その他	3
合計		78件

### 4 区民の皆さまからのご意見・ご質問とそれに対する見解

事前説明会やFAX等において、区民の皆さまからご意見・ご質問をいただきました。いただいたご意見・ご質問とそれに対する当組合の見解をお示しします。

なお、北区の見解は「(北区)」と、表示しています。

## (1) 建替事業について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	排出抑制、分別、再利用等の活動を考えると焼却炉は、600トン×1炉ではなく、250トン×2炉もしくは、200トン×2炉とするべきだと思うがどう考えているか。	23区全体のごみの中間処理を確実にを行うために、当組合では、一般廃棄物処理基本計画において、長期的なごみ量の予測に基づき、安定的で確実な焼却はもちろんのこと、ごみの季節変動などに対応するための必要な焼却余力を確保する清掃工場の整備計画を策定しています。 北清掃工場の建替えについても、この一般廃棄物処理基本計画に基づき検討してまいります。
2	湾岸地区に大規模な処理能力のある施設が稼働しており、リサイクルは進み、ごみの減量、人口減少が進んでいる。また、技術革新も進んでいる。住宅地の中にある北清掃工場をわざわざ建替える必要があるのか。建替えを前提にするわけではなく、廃止を考えてもいいのではないか。	既存工場の建替えや設備の定期点検・オーバーホール時など、既存の清掃工場が停止する場合には近隣の工場に搬入調整をする必要があります。 湾岸地区には、大規模な清掃工場が稼働していますが、23区が一体的に安定的なごみの中間処理を継続していくためには、北清掃工場の建替えは必要不可欠と考えます。

## (2) 建替計画について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	北本通りにある消防署は、清掃局の用地ではないのか。用地であるならば、新しい計画に入れてほしい。	消防署の土地は、当組合の所有ではないため、計画することはできません。
2	親しめる・温かみのある外壁とし、地元で愛される施設にしてほしいので、煙突・建物のデザインを公募してほしい。	建物・煙突等のデザインや緑化計画については、北区や地域住民の皆様のご意見を伺いながら、地元の皆様に愛され、親しまれるものとなるよう、計画策定を進めてまいります。
3	街中にあるという特殊な立地なので、街にとけ込み、愛着を感じる温かみのあるデザインや街のシンボルになるような自慢できる、誇れるデザインにしてほしい。	また、素案がまとまった段階で、素案説明会を開催し、区民の皆様のご意見を広くお聞きし、その結果を踏まえて建替計画を策定いたします。
4	住民の健康づくりや車いすに配慮した遊歩道を整備してほしい。また、遊歩道にはベンチを設置するなど、地域のコミュニティに役立つような施設を考えてほ	

	しい。	
5	工場デザインは、壁面緑化・屋上緑化を計画し、煙突緑化についても計画してほしい。	
6	季節を感じ、重層的な植栽にしてほしい。	
7	太陽光パネルを可能な限り設置してほしい。	計画の中で検討していきます。
8	現在、緑地面積は何㎡あるのか。	現在の緑地面積は、5183.2㎡です。
9	地元住民に快適度アンケートなどは実施しているのか。しているなら公表し、実施していないなら、快適な生活環境を確保させたと誰が判断しているのか。	<p>快適度アンケート等は実施しておりませんが、東京都環境影響評価条例に基づいて、現工場が周辺環境に対する影響がないことを実施・公表しています。</p> <p>また、工場の操業にあたっては、北清掃工場運営協議会を設置し、地元の皆さまのご意見を都度伺っております。</p>

### (3) ごみの中間処理について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	<p>北区のごみの分別は、比較的緩い。分別の考え方に基準はあるのか。</p> <p>建替中に分別の方法は変わるのか。</p> <p>また、北区にもっと排出抑制、分別、再利用することを促してほしい。</p>	<p>(北区)</p> <p>資源の分け方、出し方は区によって異なりますが、可燃ごみの処理方法については、23区で同一です。北清掃工場の建替え中は、他の清掃工場に搬入することになりますが、収集は引き続き北区が行いますので、分別の方法は変わりません。</p> <p>北区では、一般廃棄物処理基本計画 2015 に基づき、資源の分別、再利用を推進しており、ごみ排出量の削減に努めています。近年の新しい取り組みとしては、平成 26 年より粗大ごみ、不燃ごみの中から金属資源（小型家電を含む）を回収してリサイクルを行っています。また、古紙としてリサイクルできる雑紙の分別についても積極的にPRを行っています。</p>
2	北清掃工場、東京 23 区、全国のリサイクル率は。目標数値は。	<p>(一組)</p> <p>北清掃工場を含む清掃工場では、焼却処理によって生じる焼却灰のセメント原料化や、スラグの有効利用などの資源化に努めています。</p> <p>セメント原料化に関する計画は、一般廃棄物処理基本計画において、平成 32 年度まで、年間 3 万トン程度まで拡大していきます。</p>

		<p>(北区)</p> <p>北区のリサイクル率は平成 27 年度 19.0%です。なお、北区の一般廃棄物処理基本計画 2015 では、排出抑制に重点を置き、一人当たりごみ量の削減を目標としているため、リサイクル率を目標としていません。</p> <p>全国のリサイクル率は平成 27 年度で 20.4%です。</p>
3	<p>循環型社会の実現に向けて、東京 23 区は廃棄物の排出抑制、分別、再利用へどのような活動をしているのか。</p>	<p>23 区における廃棄物の排出抑制、分別及び再利用等に関する取組みは、各区が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、その内容を公表しています。</p>
4	<p>北清掃工場が稼働しているときの北区の負担金と、廃止した時の北区の負担金を教えてほしい。その差額が「地元住民が被害をうけている金額」ということではないのか。</p> <p>清掃工場のない区（千代田区、文京区、新宿区、中野区、台東区、荒川区）は、いくら負担しているのか。</p>	<p>(一組)</p> <p>各区の分担金は、当組合のホームページ「財政状況の公表」にて、公表しておりますのでご覧ください。</p> <p>(北区)</p> <p>23 区は清掃一組に分担金を支払い、清掃工場を共同で運営しています。分担金は、特別区長会で了承された算定方式により、自区内で発生するごみ量等を基に算定されます。清掃工場のある区は焼却実績等、一定の基準に基づき分担金が調整され、北区はこの調整制度により 28 年度に 23,446,000 円の分担金を軽減されています。</p>

#### (4) 環境対策について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	<p>土壌汚染調査は、第三者性のある測定業者に測定させてほしい。</p>	<p>適正な入札手続に則り業者を選定し、調査を実施します。</p>
2	<p>土壌汚染調査の結果について、公表してほしい。</p>	<p>土壌汚染調査については、環境影響評価手続において、調査結果や存在が確認されたときの処理などについて報告・公表しています。</p>
3	<p>土壌汚染調査にあたっては、周辺の公園など、工場の敷地外の 2～3 か所を追加調査し、工場と比較してほしい。</p>	<p>工場敷地外は、当組合の管理外であるため、今後、北区等との調整を図りながら、既存データの有無や公表等検討していきます。</p>
4	<p>以前の建替えて発生した汚染土壌が公園に埋設されているらしい。ここを優先して事前調査を実施してほしい。</p>	<p>現工場の建替時に確認された汚染土壌は、「土壌の汚染に係る環境基準」に基づき、適切に処理したことを、建替えに伴い実施した環境影響評価手続にて報告・公表しています。</p>

		<p>本建替事業では、先の土壤汚染対策も含めて調査していく予定です。</p>
5	<p>敷地内の汚染土壤について、汚染は表層土に及んでいるのか。確認調査に住民を立ち合わせてほしい。</p>	<p>汚染土壤は、コンクリート槽による遮断型の処理と、周囲を鋼矢板で囲い防水シートで上下四方に内張りした遮水型による封じ込め処理を適切に施しています。</p> <p>また、表層においては、汚染されていない土壤により約2mの覆土が施されており、汚染が表層に及ぶことはありません。</p>
6	<p>前回建替時に汚染土壤について、北区長に「封じ込め槽の収容場所について記録を作成する。」と回答していた。存在するのか。</p>	<p>封じ込め槽の場所や施工方法等の記録は、北清掃工場で保管しています。</p>
7	<p>前回建替時に北区長に「汚染土壤収容場所の表示板を設置する。」と回答していたが存在するのか。</p>	<p>封じ込め工事施工後に汚染土壤の収容した場所の表示板を設置していましたが、その後撤去され、現在に至っていることから、新たな表示板の設置に向け準備しています。</p>
8	<p>今回の建替時の汚染土壤の収容場所はどこか。前回と同様に敷地内か。</p>	<p>今回の建替に伴う新たな汚染土壤は、今後の調査により判明します。</p> <p>調査の結果、土壤汚染が判明した場合は、土壤汚染対策法及び都条例に基づき、処理を行いますので、現時点で汚染土壤の処理方法は確定していません。</p>
9	<p>前回建替時の土壤汚染の管理について、地震が起きたら大丈夫なのか。</p>	<p>汚染土壤は堅固な構造により封じ込めており、適切に管理しているため、地震の発生により汚染が拡大することは考えられません。</p>
10	<p>排ガス中のダイオキシン類について、法規制値はあるが自己規制値がない。一方で、水銀については、自己規制値はあるが法規制値がない。どうしてこのようになっているのか。</p>	<p>ダイオキシン類は、他の物質とは異なり、単独の設備で処理するわけではなく、法に定める燃焼管理や各公害設備機器で発生抑制、分解・除去を行い、その結果として法に定める基準値を満足させることから、自己規制値を設けておりません。</p> <p>なお、「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、平成30年度から新たに大気への水銀排出規制が導入されます。</p>
11	<p>操業協定に記載する排ガス中の、ダイオキシン類の発生抑制に関する値は、法規制値より厳しいにも拘らず、工場パンフレットにその記載がないのはなぜか。</p>	<p>「北清掃工場の操業に関する協定書」の規制基準は、排ガス1立方メートルあたり、1ナノグラム以下です。また、同協定書では努力目標として0.1ナノグラム以下と記載されています。ダイオキシン類は、自己規制値を設けておりませんので、パンフレットに記載をしていません。</p> <p>なお、実際のダイオキシン類の発生濃度は、協定内の努力目標値を十分下回っています。</p>

1 2	<p>排ガス中のダイオキシン類について、平成 27 年度の北工場の値が、他工場より 100 倍や 1000 倍ちかく高い。なぜ北工場だけ高いのか。工場の性能が悪いのではないか。</p> <p>新しい工場では改善されるのか。</p>	<p>施設の老朽化による性能劣化はありません。</p> <p>平成 27 年度のダイオキシン類測定では測定中に、ごみ質等による燃焼悪化が生じ測定データの一部に高い値が出現したため、平均値が他工場より大きくなりましたが、規制値は十分下回っていました。</p> <p>なお、新しい清掃工場では、可能な限り低減できるよう対処してまいります。</p>
1 3	<p>環境配慮の一つとして、作業車の出入りを限定し、住居の周辺は通過させないでほしい。</p> <p>出入りを北本通り口に限定するなどの計画としてほしい。</p>	<p>工事用車両については、原則、北本通りのみの通行とすることで計画しています。</p>
1 4	<p>建替工事の影響による公害の補償金問題について、全体像を示してほしい。</p>	<p>工事前に家屋調査を実施し、工事前の状況を記録・保管します。その後、工事完了後に調査を行い、工事に伴う影響が確認されれば、現状復帰等の補償を行う予定です。</p>
1 5	<p>解体に当たっては、東京都の条例における規制値を遵守するだけでなく、周辺住民の生活に配慮してより低い規制値を設定してほしい。</p>	<p>解体時の騒音・振動の影響については、環境影響評価内で予測・評価し、審査されます。その際に環境への影響があるとされた場合は、より一層の環境対策を施していきます。</p>
1 6	<p>工事中の騒音や粉じんの対応については、監督員が昼夜監視しておく必要がある。</p>	<p>工事を実施している時間帯については、監督員が常駐し、監理を行います。</p>
1 7	<p>排ガスの影響で木が枯れてしまった。調査して今後の工事計画に反映してほしい。</p>	<p>工場の周辺大気環境調査を毎年行っていますが、これまで稼働中と停止中に差はなく、工場の排ガスによる影響はないという結果が出ています。工場操業について気になる点がございましたらお問い合わせください。</p>
1 8	<p>工場を解体すれば、廃材が出るが、その搬出期間はどのくらいか。</p>	<p>解体工事に伴う廃棄物の搬出は、解体工事期間中継続して行われます。</p> <p>解体工事期間は、平成 34 年度から平成 36 年度を予定しています。</p>
1 9	<p>建替えをした練馬清掃工場や光が丘清掃工場の実績があれば、アスベスト使用の有無をある程度想定できるのではないか。現施設のアスベストの使用状況が分からないまま解体するのは、心配だ。</p>	<p>アスベストの規制については、規制の基準が変遷しています。当組合の施設についても使用履歴等で一定程度は把握できますが、工事に着手する際は改めて調査を実施し、使用状況を把握のうえ、十分な対策を施してまいります。</p>
2 0	<p>杉並清掃工場や練馬清掃工場</p>	<p>工場建替えに当たっては、都条例に基づき環境</p>



	が出来上がって、呼吸器系になにかあったかの結論も出ないまま、北清掃工場に着手するのは、どうなのかなと思う。	影響評価手続を実施し、環境保全に努めていきます。また、工場稼働後に事後調査を計画しております。
2 1	アスベスト処理は大量なのは。	アスベストについては、工事の着手前に調査を実施する予定であり、使用されている量については、その時点で明確となります。
2 2	アセスの項目に「放射能」を追加してほしい。この工場が3.11の際の福島原発のがれきが燃やされて、その1年半近く経って、その報告がなされた。検出されたら、処理工程とともに公表してほしい。	<p>災害廃棄物を焼却した経緯はありますが、それは、津波で被害のあった、宮城県女川町の災害廃棄物です。</p> <p>また、放射能の測定結果は、平成24年3月以降の災害廃棄物の受け入れ以前から、23区への影響を把握するため、焼却灰等の放射能濃度並びに空間放射線量率を測定し定期的に報告してきました。</p> <p>現在、工場敷地境界での空間放射線量率の値は区内の公園等と比較しても高い値ではなく、環境影響評価手続での予測・評価項目に選定することは想定していません。</p>
2 3	埋立地の灰の処分方法は、放射能が拡散しない方法になっているのか。 また、掘り起こされたら、拡散するのではないか。	<p>平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故の影響により、放射能濃度が8,000Bq/kgを超過し、指定廃棄物となった焼却飛灰については、平成23年6月28日付環境省通知に基づき「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」に準じて、東京都が管理する新海面埋立処分場へ一時保管しております。</p> <p>この指定廃棄物の最終的な処分は、国の責任において行われることになっております。</p> <p>現在、清掃工場から排出される焼却主灰等は数十Bq/kgであり、8,000 Bq/kg以下の焼却主灰等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき通常の廃棄物として飛散しない方法で埋立処分しております。</p> <p>なお、埋立地は、基本的には、一般の方の立ち入りはできないため、意図的に掘り起こされることは考えにくいです。</p>
2 4	電波障害について、現在電波障害が発生している範囲と新たな電波障害の範囲を素案説明会で説明してほしい。とりわけ、埼玉テレビを補償に入れてほしい。	<p>現在、電波障害は発生していませんが、今回の建替えにあたり、環境影響評価手続の中で調査を実施し、予測・評価を行います。</p> <p>予測・評価内容は環境影響評価書案説明会で説明しますが、工事着工後に電波障害が発生し、本事業による障害が明らかになった場合は、地上波・BSとともにCATVの活用等の対応を図りま</p>

		す。
25	以前の建替え時の解体の際、害虫やねずみの被害が発生した。一般的な建築工事ならば、有害物質の処理だけでいいかもしれないが、解体の際は、害虫やねずみを処理したうえで解体してほしい。	現在の工場では、害虫やねずみの出現や痕跡は見られません。解体前には、設備内や建物内を十分に清掃いたします。当時の衛生状況と比べて、害虫やねずみが大量発生することは考えにくいですが、十分な環境対策を施していきます。
26	前回の建替えの際、工場内のねずみが地域一帯に散らばり、ひどい目にあった。自宅にねずみにかじられた後がいまだに残っている。 今回の事業では、環境対策に期待する。	
27	環境影響評価書作成時、専門家による審議会の傍聴は、可能か。	傍聴は可能です。

#### (5) 災害対策について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	この地域は、荒川が決壊すると、浸水の深さは4～5m（ハザードマップ）となっている。清掃工場は、耐震・耐水性はあるのか。また、浸水したら汚染物質が垂れ流しになることはないのか。それを処理できる設備を導入するのか。	当組合では、施設の強靱化を最大の柱として建替えを計画しているため、北区防災計画とのリンクを図りながら、浸水対策等について対応を検討していきます。
2	煙突に防災カメラをつけてほしい。	
3	工場外側にカメラを設定し、防犯対策をしてほしい。	防災カメラ、防犯カメラの設置については、今後、検討していきます。
4	住民が水害時に垂直避難場所等の高い場所で一時避難できる場所を作ってほしい。	
5	防災用電源の確保を要望する。	現工場では、災害時に警察・消防等の救助活動やライフラインの復旧活動拠点として利用できるよう東京都と協定を結んでいます。建替えに際して、災害対策の強化として、施設の強靱化や地域防災への貢献策等について今後、検討を重ねていきます。
6	水の確保（飲料水、防火水槽、井戸水、浄水器の確保、排水の再利用）を要望する。	
7	燃料供給の確保（軽油、灯油、ガソリン等）を要望する。	
8	マンホールトイレの確保を要	

	望する。	
9	地域住民との合同避難訓練の実施を要望する。	

## (6) 住民との協議について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	<p>前回の建替えでは、アセスの説明会をまだ計画策定段階で強行開催しようとしていた。</p> <p>今回の建替えでは、十分に住民意見を取り入れることを望む。</p>	<p>法令通り適切に手順を進め、ご指摘のようなことがないように進めていきます。</p>
2	<p>なぜ、赤羽南自治会を建替協議会の構成メンバーに入れないのか。</p>	<p>建替協議会の地域住民代表は、協定に基づく運営協議会と同様の構成メンバーで設定しました。これは、工場操業の停止を予定している平成34年度までは、両協議会が併行して存続するため、協議内容等について、整合を図るためです。</p> <p>なお、赤羽南自治会様については、個別に協議をさせていただいた結果、必要に応じて建替えに関する情報提供をさせていただき、ご意見を伺う場を設けさせていただくということでご理解をいただいております。</p>
3	<p>意見は記録にとって、公文書のような文書を作成し公表してほしい。</p>	<p>皆様から寄せられたご意見等については、一組の考え方や見解などを付記して、ホームページで公表していきます。</p>
4	<p>これまで締結された操業協定書を情報提供してほしい。</p>	<p>開示方法や開示場所について検討します。</p>
5	<p>荒川区長なり、北区の議員なり、しかるべき人が説明に来てほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
6	<p>傍聴者にも発言を認めるといようなルールの緩和を求める。</p>	<p>建替協議会における傍聴者の意見発言等は、現時点で認められていません。</p>
7	<p>裁判所の下での合意である第一次や第二次の協定書の趣旨が現在も引き継がれていることを明言するとともに、第六次協定もそれを踏まえることを確認したい。</p>	<p>第一次は、第二次は公害防止協定として、第三次協定以降は、操業協定として締結されていますが、これまでの協定の趣旨を踏まえるとともに更なる環境への配慮に取り組んでいきます。</p>
8	<p>操業協定書には、工場周辺の環境を守るという規定がある。東京都が隣接する道路を拡幅する計画を立てている。環境悪化は明確であり、一組も東京都に意見書を</p>	<p>補助第86号線事業の件で、都市計画決定の取消しをめぐって訴訟中と聞いていますので、本件について当組合が意見を申し上げられる立場ではないと考えます。</p>

	<p>出してほしい。</p> <p>また、本件に関して裁判で協定違反であると認められたら、一組はどういった対応をとるのか。</p>	
9	<p>工場敷地内の汚染土壌について、特に、志茂1丁目及び環境を考える会と話し合うべき案件であり、見解を伺いたい。</p>	<p>事業説明会等で処理等について、説明するとともに意見を伺っていきます。</p>
10	<p>ごみ問題に対して、二十三区と北区住民と北区との意見交換会を毎年開催してほしい。二十三区は、住民の声になっていない協議会で委員にだけ報告すればいいというわけではなく、直接住民と話し合う機会を定期的で開催してほしい。</p>	<p>当組合では、年3回ほど「清掃事業に関する区民との意見交換会」を開催しています。開催にあたっては、当組合のホームページ等でご案内していますので、ぜひご参加願います。</p>
11	<p>情報は隠ぺいせず、常にオープンな対話姿勢が大切です。二十三区が住民に寄り添えば、住民も二十三区に信頼を寄せます。新しいかたちの清掃工場のありかたを希望します。</p>	<p>積極的な情報公開に努めるとともに、地方公共団体として役目を果たしてまいります。</p>

## (7) 地元還元について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	<p>ごみ発電の売価は年間で億単位とのことだが、歳入の使用用途が不透明である。その全てとまでは言わないが、新しい工場では、周辺地域へ還元してほしい。</p>	<p>売電収入は、当組合の運営費に充てています。自主財源を確保し、各区の分担金を少しでも安くすることで地元区への還元としています。</p>
2	<p>旧志茂西ふれあい館は、北清掃工場の還元施設として建設されたのだから、耐震補強か建替えをして使えるようにしてほしい。</p>	<p>(北区)</p> <p>旧志茂西ふれあい館は昭和46年に地域のコミュニティ施設として整備されましたが、平成10年に元気ふらざが開館した時に、ふれあい館としての機能は元気ふらざに集約されました。旧志茂西ふれあい館は廃止後、地元の町会により自主管理という形で使用されていましたが、耐震性の問題により、現在は地域コミュニティの資機材倉庫として使用されています。</p>
3	<p>清掃工場の建替えに伴い、元気ふらざも建替えるのか。</p>	<p>(北区)</p> <p>今回、ご説明させていただいた建替事業の対象</p>

		は北清掃工場のみです。元気ふらぎの運営等については、現在、検討しております。
4	清掃工場の建替え中も、元気ふらぎの温水プールや老人いこいの運営を継続してほしい。	(北区) 元気ふらぎについては、清掃工場が定期的な法令点検等で休止している間は、余熱利用に代わり、都市ガスによるボイラーで運営しております。清掃工場建替え時の温水プールや老人いこいの家の運営等については、現在、検討しております。
5	もともとは東京都がお金を出して還元施設を作ったのだから、北区に丸投げせずに清掃一組が主体となって、会館の利用について検討すべきである。	会館の管理・運営は、現在、北区の所管となっています。
6	資料室を造ってほしい。	計画策定の中で検討していきます。
7	清掃工場のある志茂1丁目に対して、目に見える形で地元還元をしてほしい。 汚染土壌の長年の放置は、高放射能汚染土壌の一時保管より悪質であり、それに見合う見返りが必要。	平成12年に清掃事業が区移管されたことを機に、清掃工場建替事業等における清掃一組による「地元還元施設整備」は、行わないこととなりました。このため、当組合では、地元貢献対策として地域防災対策の貢献や施設の強靱化に取り組んでいます。 なお、汚染土壌は関係法令等に基づき適切に処理し、適正に管理をしています。
8	地元対策費について、10%と聞いているが、本当か。北区に渡される金額を知りたい。	旧東京都清掃局が実施していた還元施設整備事業は、平成12年の清掃事業の区移管とともに廃止されました。
9	清掃一組は、渡した地元対策費の内容をチェックしているのか。	
10	清掃一組は、渡した地元対策費の内容が不適切だとわかった場合、どうするのか。	
11	清掃一組は、渡した地元対策費が政治家や町会役員、北区全体に使わないように指導はしているのか。	
12	地元対策費が適正に使われたのか。住民がチェックできるシステムはあるのか。	
13	地元対策費とは、名ばかりで、実は北区の財政にはじめから組み込まれている財源で、地元にはあまり還元したくないというこ	

	とはあるのか。	
--	---------	--

(8) その他

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	一組は過去にプラントメーカーの談合で訴訟になったがくれぐれもそのようなことがないように。	適正な入札手続を行っていきます。
2	一組議員がかなりの金額を使って海外を旅行していたという番組をテレビで見たが、どうなのか。	当組合議員の海外視察については、当組合の清掃事業国際協力室が行う事業に関して、清掃一組議会の中で議論され、実施されたものです。
3	23区のごみ処理の仕組みや成り立ちについて、非常に分りやすかった。今後、建替えに関する具体的なプランが示されると思うが、区民に愛され、環境に優しい清掃工場を作ってくれると嬉しい。	23区における清掃事業について、ご理解いただきありがとうございます。今後、建替計画の策定にあたりましては、区民に愛され、環境に優しい清掃工場をつくっていただけるよう努めてまいります。